



高齢者福祉サービスのご紹介

高齢者介護課 ☎57-8510

高齢者の方々が、お住まいの地域でこれからも安心して自立した暮らしができるための生活支援や、在宅で介護をしている家族の負担を軽減できるよう、香南市では次の高齢者福祉事業を行っています。

※いずれも事前に申請が必要です

● ● 介護認定が **不要** なサービス ● ●

緊急通報体制整備事業

内容／病気や事故に備えるため、緊急通報装置を貸し出します。月1回の安否確認や随時相談を受け付けるサービスもあります。

■**対象**／携帯電話を持っていない65歳以上の市民税非課税世帯の方で、ひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の方。転倒が多いなど、日ごろから生活に注意を必要とする方

■**利用料**／月額 200円

日常生活用具給付事業

内容／特定福祉用具販売業者で購入した歩行補助具（杖・シルバーカー・歩行器）の購入費の一部を助成します。

■**対象**／歩行に補助を要する65歳以上の高齢者
■**助成額**／購入額の2分の1。シルバーカー・歩行器は10,000円まで、歩行杖は5,000円までを上限とする。

軽度生活援助事業

内容／市から委託を受けた支援員が自宅を訪問し、掃除や買い物などの簡単な日常生活上の援助を行います。

■**対象**／自宅で生活している65歳以上の虚弱なひとり暮らし、または高齢者世帯で、日常生活で支援が必要な方。かつ介護保険の訪問介護サービスを利用していない方

■**利用料**／1時間 200円

■**利用回数**／原則月2回まで

■**利用時間**／1回あたり1時間



● ● 介護認定が **必要** なサービス ● ●

医療機関送迎サービス

内容／公共交通機関を利用することが難しく、独力での通院が困難な方がタクシーを利用した際の費用の一部を助成します。

■**対象**／要支援または要介護の認定を受けている市民税非課税の在宅者

■**利用回数**／月1回まで

■**助成限度額**／

- ・高知市内の医療機関… 5,000円
- ・南国市・香美市・芸西村の医療機関… 3,000円
- ・香南市内の医療機関… 全額助成

▼**介護タクシー利用の際の助成**

- ・介助料… 4,000円
- ・機材レンタル料… 3,000円



介護用品の支給事業

内容／おむつ等の介護用品の購入費を助成します。

■**対象**／次のいずれにも該当する方

- ① 要介護3～5の認定者を在宅で介護している方
- ② 介護者、介護を受ける方が香南市在住で、市民税非課税世帯の方

■**支給額**／月額 6,250円

在宅介護手当

内容／1カ月のうち15日以上在宅で介護を行った月数分、介護手当を支給します。

■**対象**／次のいずれにも該当する方

- ① 要介護3～5の認定者を在宅で介護している方
- ② 介護者、介護を受ける方が香南市内に住で、市民税非課税世帯の方

■**支給額**／月額 8,000円



可燃ごみ戸別収集事業

内容／家族や近隣住民等にごみ出しを支援してもらうことが困難な高齢者を、週に1度個別に訪問し、可燃ごみの収集を行います。

■**対象**／要支援または要介護の認定を受けている高齢者（世帯全員）で、ごみ出しの支援が必要な方

※その他サービス利用には必要な条件があります

個人住民税の定額減税が実施されます

■税務収納課 ☎57-8504

令和6年度税制改正大綱が閣議決定され、令和6年度分の個人住民税について定額減税を実施することが決定されました。



対象者

前年の合計所得金額が **1,805万円**以下の方
(給与収入 **2,000万円**以下に相当)

※納税者が均等割のみ課税される場合は対象となりません

減税額

納税義務者本人および控除対象配偶者・扶養親族1人につき

令和6年度の個人住民税1万円が減税されます。

※減税は寄附金税額控除や住宅ローン控除など、すべての税額控除を行った後の所得割額から行います

例：本人（1万円）＋控除対象配偶者（1万円）＋扶養の子ども2人（2万円）＝4万円

減税方法

給与所得者 (給与天引き)

令和6年6月分は**住民税徴収なし**

7月以降の11カ月間で定額減税後の税額を分割し徴収
均等割のみ課税される方は6月または7月に徴収



個人事業主など (納付書や口座振替など)

令和6年6月分から**減税**

控除しきれない分は8月以降に繰り越し

↓ 減税		第2期 8月	第3期 10月	第4期 令和7年1月
第1期 令和6年6月				

年金天引きが前年度から
継続となる方

令和6年10月分から**減税**

控除しきれない分は12月以降に繰り越し

この期間は減税しません			減税しきれない場合は12月分以降から		
令和6年4月	6月	8月	↓ 減税 10月	12月	令和7年2月

年金所得者

令和6年度から年金天引き
が開始となる方

令和6年6月分から**減税**

控除しきれない分は8月以降に繰り越し

納付書や口座振替などで納付			公的年金からの天引き		
↓ 減税		第2期 8月	10月	12月	令和7年2月
第1期 令和6年6月					

